

「奥尻町人事行政の運営等の状況に関する条例」に基づき、奥尻町職員の給与や職員数等について、町民みなさんに広くその実態をご理解していただくため、次のとおり公表します。

なお、町職員の給与については、地方公務員法に基づき国家公務員に準じた制度となっており、町議会の議決を経ながら条例によって定められています。

奥尻町の人事行政の運営等

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況 (H26.4.2～H27.4.1)

職業	男性	女性	計	備考
一般行政職	2		2	
技能労務職	1		1	町有バス運転手
教育職		1	1	幼稚園教諭
看護保健職		1		看護師
計	3	2	5	

(2) 職員の退職の状況 (H26.4.2～H27.4.1)

退職事由	人数	備考
定年退職	1	平成27年3月31日
勸奨退職	0	
普通退職	3	
その他	1	
計	5	

(3) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
一般行政部門	議会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	総務	41	42	42	39	36	34	35	35	29	29	30	29
	税務	5	5	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3
	民生	10	10	9	9	8	8	7	6	6	6	7	8
	衛生	9	9	10	7	5	5	7	7	7	7	4	4
	農林水産	13	11	10	9	8	8	9	9	9	9	8	8
	商工	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	土木	13	11	12	14	13	12	10	9	10	10	10	10
小計	102	99	98	93	85	82	82	80	75	75	73	73	
特別行政部門	教育	20	20	18	18	18	18	15	15	16	15	15	15
公営企業等部門	病院	41	41	40	41	41	36	36	38	39	40	40	39
	水道	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	下水道	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	その他	5	5	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7
小計	51	51	51	52	52	47	47	49	50	51	51	50	
総合計	173	170	167	163	155	147	144	144	141	141	139	138	

(注) 1 職員数には、H26年度までは教育長を含み、町長・副町長・臨時及び非常勤職員は含みません。

法改正により、H27年度からは、町長・副町長・教育長・臨時及び非常勤職員は含みません。

2 総務：バス、自動車整備工場職員を含む。農林水産：あわび種苗育成センター職員を含む。商工：発電課職員を含む。

土木：空港管理事務職員含む。その他：国保事業会計、介護保険事業会計、介護サービス事業会計職員など。

2 職員給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成26年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成26年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 25年度の人件費率
2,882 人	4,210,240 千円	41,158 千円	730,731 千円	17.36 %	16.87 %

(注) 人件費には、特別職・議会議員・各委員の報酬や職員の共済費等が含まれています。

(2) 職員給与の状況 (平成27年度普通会計当初予算)

職員数 A	給与				一人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
91 人	325,817 千円	44,966 千円	118,173 千円	488,956 千円	5,373 千円

(注) 職員手当とは、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当等で、退職手当を含みません。

(3) 一般行政職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
304,100 円	271,200 円	42.70 歳

- (注) 1 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計した平均です。

(4) 一般行政職の初任給と経験年数別平均給料月額（平成27年4月1日現在）

区分	初任給	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
大学卒	174,200 円	272,300 円	—	—	—
高校卒	142,100 円	222,700 円	262,600 円	307,800 円	336,600 円

※試験採用の場合、百円未満四捨五入 ※対象職員が3名未満の欄は、空欄としています。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1 級	主事・事務補	9	12.3
2 級	主事	11	15.1
3 級	係長・主査	8	11.0
4 級	主幹・係長・主査	25	34.3
5 級	次長・主幹	6	8.2
6 級	課長・局長・室長・所長・参事	14	19.2
7 級	総括課長	0	0.0
計		73	100.0

- (注) 1 奥尻町の給与条例に基づく給与表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 一般行政職は、一般行政部門から、看護保健職・技能労務職等を除いています。

(6) 職員の期末・勤勉手当の状況（平成27年4月1日現在）

区分	期末手当	勤勉手当	国
6月期	1.225 月	0.750 月	同じ
12月期	1.375 月	0.750 月	
合計	2.600 月	1.500 月	

(8) ラスパイレス指数の状況
 国家公務員の平均給料月額を100としたときの比較

年度	指数	※参考値
平成22年度	90.0	/
平成23年度	91.5	
平成24年度	98.5	(90.9)
平成25年度	99.1	(91.5)
平成26年度	92.5	/

※参考値とは、平成24年度及び平成25年度において国家公務員の時限的な給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

※国の公表基準にそった給与・定員管理等の状況は、奥尻町ホームページ (<http://www.town.okushiri.lg.jp>) にも掲載しています。

(7) 一般行政職の各種手当支給状況（平成27年4月実績）

区分	支給職員数	一人当平均支給月額
扶養手当	40 人	15,900 円
住居手当	15 人	19,400 円
通勤手当	38 人	7,000 円
管理職手当	21 人	28,300 円
時間外勤務手当	46 人	62,600 円
管理職員特別勤務手当	17 人	13,800 円

(9) 特別職の報酬月額等の状況（平成27年4月1日現在）

区分	月額	期末手当の支給割合			
		6月期	12月期	合計	
給料	町長	642,000 円	1.975 月	2.125 月	4.100 月
	副町長	555,000 円	1.975 月	2.125 月	4.100 月
	教育長	531,000 円	1.975 月	2.125 月	4.100 月
報酬	議長	225,000 円	1.400 月	1.600 月	3.000 月
	副議長	180,000 円	1.400 月	1.600 月	3.000 月
	常任委員長	166,000 円	1.400 月	1.600 月	3.000 月
	議員	162,000 円	1.400 月	1.600 月	3.000 月

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 休暇等制度の概要

項目	内容
年次有給休暇	1年に20日 新規採用職員には、在職期間により調整あり。 1年で消化できない場合は、20日を上限に翌年に繰り越せます。
病気休暇	ケガや病気のためどうしても出勤できないとき～有給 ※医師の診断書などが必要です。
特別休暇	ボランティア、結婚、忌引、出産、産前産後、夏季等～有給
介護休暇	配偶者、父母、子及び配偶者の父母等が介護を必要とするいずれかの継承する状態ごとに、連続する6月の期間内～無給
育児休業	育児休業法に基づく3歳に満たない子を養育する制度～無給

○年次有給休暇の取得状況（平成26.1.1～平成26.12.31）

総付与日数A	総使用日数B	全対象職員数C	平均取得日数B/C	取得率B/A
1,759 日	610.3 日	45 人	13.6 日	34.7 %

※ 全期間に在職した一般職員（現業部門等を除く）

(3) 旅費制度の概要（平成27年4月1日現在）

（単位：円）

区分	日当（1日につき） 町 外	宿泊料（1夜につき）			鉄道賃	船 賃	航空賃
		町 内	乙地方	甲地方			
町 長、医 師、議会議員	3,000	6,000	9,000	14,800	普 通	下 級	実 費
副町長、教育長、各委員長	2,600	6,000	9,000	13,100			
一 般 職、各 委 員	2,200	6,000	9,000	10,900			

※ 乙地方とは、北海道内の市町村、甲地方とは、北海道以外の市町村。

※ 鉄道賃の特急料金は100キロ以上、急行料金は50キロ以上の路程の場合支給。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

（単位：人）

区分	内 容	平成26年度
分 限	分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合や長期の休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた際、任命権者の権限で降任、免職、退職、降給させることができるものです。	該当者なし
懲 戒	懲戒処分とは、法律又は条例、規則、規程に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。	1

5 職員のサービスの状況

地方公務員制度において、民主的、能率的な地方行政を達成するために、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています（地方公務員法第30条）。このため、営利企業等への従事も制限されていますが、任命権者の許可を受けることによって例外的に従事することができます。

○営利企業等従事許可の状況（平成26年度）

営 利 企 業 等 の 従 事 の 内 容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その地位の役員、顧問、評議員を兼ねる場合	該当なし
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	該当なし
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	該当なし

平成26年度奥尻町健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

1 健全化判断比率

(単位：％)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成26年度	—	—	12.5	63.7
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

2 資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
国民健康保険病院事業会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	
港湾施設用地造成事業特別会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率がないため、「—」と表示しています。

以上のように、平成26年度は「健全化判断比率」において、早期健全化基準をすべて下回りました。また、各公営企業会計の「資金不足比率」については、資金不足が生じた会計がないため、該当ありませんでした。

前年度との比較では、「実質公債費比率」で0.1ポイント、「将来負担比率」で7.5ポイント減少しており、指数的には健全経営であります。普通交付税は減少傾向となり、奥尻町の財政状況は厳しいものであることに変わりなく、これからも財政健全化を進めていかなければなりません。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、奥尻町の平成26年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

用語の解説

実質赤字比率

一般会計等（奥尻町の場合）、一般会計・バス特別会計・自動車整備特別会計・あわび種苗特別会計を対象とした実質収支（歳入総額から歳出総額を差し引いた額）の標準財政規模に対する比率です。

※標準財政規模＝標準税収入額等（町民税や地方譲与税など）＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

連結実質赤字比率

一般会計と公営事業会計を含めた全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。

実質公債費比率

公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）の標準財政規模に対する比率の過去3ヶ年平均値です。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模（料金収入等の営業収益等の額）に対する比率です。

早期健全化基準

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を策定し、議会の議決後公表し、総務大臣等に報告し、また、毎年度、実施状況を議会に報告（公表）し、早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣等が、必要な勧告をすることができるとされています。

また、早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければなりません。

財政再生基準

財政再生基準以上の場合は、財政再生計画を策定し、議会の議決後公表し、総務大臣に協議し、同意を求めることができ、また、毎年度、実施状況を議会に報告（公表）し、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更等必要な措置を勧告できることとされています。

経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率が基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定することとなり、早期健全化基準と同様、実施状況の議会報告（公表）、国等の勧告等、外部監査の要請が義務付けられます。

ハートランドフェリーからのお知らせ ～フェリー運航時刻の改正～

10月16日から来年4月30日までは「せたな航路」が運休となり、【奥尻－江差間】の定期フェリー発着時刻が下記のとおり、変更となります。お間違えのないようご利用下さい。

期 間	1 便	時 刻	2 便	時 刻
10月16日～ 11月15日	奥尻発→江差着	7:30 - 9:55	奥尻発→江差着	13:10 - 15:35
	江差発→奥尻着	10:25 - 12:45	江差発→奥尻着	16:05 - 18:25
11月16日～ 12月31日	奥尻発→江差着	7:30 - 9:55		
	江差発→奥尻着	13:00 - 15:20		
1月1日～ 4月30日	奥尻発→江差着	8:15 - 10:40		
	江差発→奥尻着	13:00 - 15:20		



■お問い合わせ先 ハートランドフェリー(株)奥尻支店 ☎2-3131